

平成26年度第1回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成26年10月7日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

平成26年度 第1回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成26年10月7日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 町民会館 第2会議室

3 出席者 会長 倉内 邦雄
委員 根本 忠 委員 中田 利子
委員 村上 文男 委員 青松 東星
委員 岩永 克美 委員 中野 さとみ
委員 田嶋 榮子 委員 岩田 松雄
委員 渋谷 俊悦

4 欠席者 委員 高水 松夫 委員 川間 公雄

会議事件説明のため出席した者の職氏名

住民部長 栗原 裕之
住民課長 小野 基光 税務課長 佐久間 裕之
健康課長 福井 啓文 納税係長 池田 朋代
特定健診係長 鳥海 博幸 国保係長 井上 裕司
国保係 村野 之男

5 議 題 (1) 瑞穂町国民健康保険条例の改正について
(2) 平成25年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について
(3) その他
①高額療養費の算定基準の見直しについて
②資格証明書の発行状況について
③次回の国民健康保険運営協議会開催予定日について

6 傍聴者 0名

7 配布資料 ① 会議次第
② (資料1) 平成25年度国民健康保険特別会計決算について
③ (資料2) 税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について
④ (資料3) 国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較
⑤ (資料4) 国民健康保険税額と一般会計その他繰入額の過去5年比較
⑥ (資料5) 瑞穂町国民健康保険条例の一部改正に伴う概要説明資料
⑦ (資料6) 制度改正に伴う高額療養費の自己負担額変更について
⑧ (参考資料) 平成25年度事務報告書(抜粋)

8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。平成26年度の初めての協議会です、本年度もよろしくお願いいたします。

次第に従い進めさせていただきます。まず保険者を代表しまして、住民部長より挨拶をお願いします。

(住民部長)

本年の4月より前任の後任として着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。司会より挨拶がありましたとおり、平成26年度の初めての協議会でございます、改めましてよろしくお願いいたします申し上げます。本来ですとここで町長がご挨拶を申し上げるところですが、他の公務のため欠席となっておりますので、代わりに私の方でご挨拶をさせていただきます。

(中略)

今後、税と社会保障の一体改革が今進んでいるところでございますが、瑞穂町の国民健康保険が健全に運営できますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

(住民課長)

ありがとうございました。

それでは、会議を始めさせていただきます。最初に資料の確認です。事前に会議通知と一緒に送らせていただきましたのが、会議次第、資料1～資料4、参考資料 以上が事前に配布させていただいた資料になりますが、お手元のない委員の方はいらっしゃいませんか。

本日追加の資料として、資料5、資料6 の以上2点を机上に配付させていただいております。資料はよろしいでしょうか。

それでは、国民健康保険運営協議会規則第六条の規定により、議長は会長をお願いいたします。倉内会長よろしくお願いいたします。

(議長)

みなさんこんにちは。本年もよろしくお願いいたします。大変お忙しい中、出席していただきありがとうございます。それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日都合により高水委員、川間委員の二人の委員の欠席の連絡を受けております。本日の出席委員は、9名でございます。定数に達しておりますので、平成26年度第1回瑞穂町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

それでは会議次第に従いまして議事を進めますが、本日の会議録の署名委員として岩永委員、中野委員をお願いしたいと思います。

「議題（1）瑞穂町国民健康保険条例の改正について」議題といたします。この件については、町長より瑞穂町国民健康保険運営協議会に諮問があります。

・・・町長に代わり住民部長が諮問書を読み上げ会長に渡す・・・

「議題（1）瑞穂町国民健康保険条例の改正について」について、町長から諮問された件ですが、事務局より説明をお願いします。

(住民課長)

本日お配りいたしました資料5をご覧ください。表面に改正の理由、中段に改正の内容、施行期日が平成27年1月1日からです。裏面をご覧ください。裏面は、産科医療補償制度について説明しています。重度の脳性まひのお子さんが出産時に、低酸素等の理由により障害をもった場合に、補償として3,000万円最初に準備一時金600万円、120万円を20回2,400万円、合わせて3000万円を補償とする制度です。

この制度が平成21年1月より導入され、3万円の保険料がかかっておりました。制度の創設時には、補償対象者を年間800人見込み保険料を算出しておりましたが、5年間で現在の対象者数は、877人でありまして、再計算し一分娩あたり24,000円の保険料になりました。更に今まで予定より少なかったため、余剰金が発生しておりまして、その余剰金から一分娩あたり8,000円を充当することによって、一分娩あたり産科医療補償制度の保険料を16,000円にするということになります。それによって、14,000円今までより保険料が下がるのですが、平成24年度の全国の平均的な出産費用が417,000円で公的病院だけ見ても406,000円、瑞穂町の平成24年度は、445,875円が平均的な一分娩あたりの金額になります。25年度は少し上がりまして、446,122円が瑞穂町の平均的な金額になります。

仮に14,000円保険料を下げると、妊婦の方の実質的な負担増になってしまいます。本体部分の現在39万円プラス産科医療補償制度の3万円を足して、42万円を総額支給としております。本体部分の39万円を40万4,000円に引き上げ、総額の42万を維持するものです。平成25年度の瑞穂町の出産育児一時金は、56件の支払いをしております。その内54件が42万円、産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩しておりまして、2件が39万円の支給をしています。1件が横田基地内の病院で出産したものであり、もう1件が流産によるもので出産育児一時金は、12週を超えていますと一時金の対象となりますので、流産の場合でも支給されます。そのため2件が39万円の支給になります。以上で説明を終わります。

(議長)

今説明が終わりました。諮問事項についてご質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(委員)

出産育児一時金については、平成21年から平成23年は、39万円に暫定的に3万円プラスして42万円でおこなってきました。平成23年以降は条例の改正をしまして42万円になりました。今回の諮問の内容によりますと、16,000円がプラスされるということと、42万円には届かなくなってしまうということなので、以前はもう少し46、47万かかっていたという話を聞いております。今の説明でも25年度の平均44万6,122円ということを考えても、最近は少子高齢化ということで一人あたりの出生率というものが、かなり下がってきてなかなか出生率が上がらないということです。経済的な面でも負担が大きいため、経済的に安心してなかなか産めないという方もいると思います。そういう事を考えると、出生率を上げるためというわけではないですけれども、42万円というのは今後も維持していくべきだろうと考えております。出産育児というものの考えからすると経済的にも産みやすいという面で一部負担するということが良いのではないかと考えています。町もPRを含めて(国保)加入者には、説明して安心して産めるような体制にしていだければいい

のではないのでしょうか。42万円は将来的には、もう少し金額を増やす必要があるのではないかと意見が出てくるかもしれませんが、よろしくお願いします。

(議長)

住民課長今の意見はどうですか。

(住民課長)

出産育児一時金は、任意給付ですので国保財政に余裕があれば、42万円にこだわらず45万円とかにしたいところではあります。しかし、現在国保会計は毎回説明しているとおおり、本来の医療給付の部分でも税収として不足しております。一般会計から多額の金額を繰入していただかないと運営できない状況ですので、国の定める42万円は維持したいというところで、お願いしたいと思います。以上です。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(委員)

先ほど住民課長から平均的な出産一時金の金額を聞きましたけれども、瑞穂町は他よりも高いとうような説明を聞きましたが、何が原因で瑞穂町の出産費用が高いように聞こえたのか説明をお願いします。

(住民課長)

新聞報道等によりますと、平成24年度の全国の平均的な出産一時金は、417,000円で公的病院だけ見ても406,000円という説明をしました。全国平均より瑞穂町の平均値は高いと委員さんは感じられたと思いますが、東京都平均では563,000円ですので、都市部の方が出産費用は高いと思われます。瑞穂町は、全国平均値からすると少し超えてはいますが、東京都の中では安いと思います。

(委員)

地方に行けば安くなるという傾向になっているわけですか。

(住民課長)

平成25年度の、一番高いところは65万円。ある病院ですと出産される方が約40万円で出産される方が多いため、直接払いで医療機関に42万円の請求の支払いをほとんど医療機関に任せてしまいます。例えば分娩費用が44万円かかった時に、病院には42万円払わず2万円だけ支払っていただければ、42万円の請求が病院から町に来るようになっています。40万円ですと後で2万円を町に請求ができます。出産費用が約40万円の病院で出産する方が瑞穂町では多いので、平均値にすると低い数値になっています。

(議長)

他になければ質疑等を終わりにしたいと思います。

それではまとめます。

国民健康保険条例の改正、出産育児一時金の産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合、39万円を40万4,000円に引き上げるることについて、ご異議ありませんか。

・・・委員から「異議なし」の声あり・・・

「異議なし」の声がありましたので、出産育児一時金の産科医療補償制度に加入していない医療機関での分娩の場合、39万円を40万4,000円に引き上げることに決定いたし

ます。

諮問に対する答申書を事務局が作成しますので、議題（２）に進みます。

「議題（２）平成２５年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」事務局より説明をお願いします。

（住民課長）

「平成２５年度国民健康保険特別会計の状況について」説明させていただきます。

< 資料１から資料４の説明 >

・・・説明中略・・・

以上で私の説明は終わりますが、続きまして健康課長から「平成２５年度特定健康診査状況について」、その後、税務課長から「平成２５年度国民健康保険税の収納状況について」説明しますので、よろしくお願いします。

（健康課長）

< 参考資料【平成２５年度事務報告書（抜粋）】の説明 >

・・・説明省略・・・

（税務課長）

< 資料１・参考資料【平成２５年度事務報告書（抜粋）】の説明 >

・・・説明省略・・・

（議長）

以上で説明が終わりました。何か質問はありますか。

なければ質疑を終わりにしたいと思います。

・・・作成した答申書（案）を配布・・・

作成した答申書（案）について、何かご意見ありますでしょうか。

・・・委員から「異議なし」の声あり・・・

「異議なし」ということですので、諮問事項に対するこの答申書を本日この後、町長に渡したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。

「議題（３）その他」①高額医療費の算定基準の見直しについて、事務局より説明をお願いします

（国保係長）

・・・説明省略・・・

（議長）

ただ今説明が終わりました。何か質問はありますか。

次に②資格証明書の発行状況について、事務局より説明をお願いします。

（国保係長）

・・・説明省略・・・

（議長）

ただ今説明が終わりました。何か質問はありますか。

次に③次回の国民健康保険運営協議会の開催予定日について、事務局より説明をお願いします

ます。

(国保係長)

第2回 平成26年12月16日(火)午後1時30分から

第3回 平成27年1月13日(火)午後1時30分から

(議長)

第2回、第3回の運営協議会の日程は説明のとおりでよろしいですか。

何か他にございませんか、なければこれで全ての議題は終わりました。皆様のご協力ありがとうございました。以上をもちまして終了とさせていただきます。

9 閉 会 午後2時30分